

平成30年 5月15日
(2018年)

業 者 各 位

技 術 管 理 課

和歌山市優良建設工事表彰要綱の一部改正について

本市が発注する建設工事において、他の模範と認められる受注者に対し、優良建設工事業業者表彰を行っているところですが、市の建設業の更なる発展に資するため、市内に主たる営業所を有する受注者に対する和歌山市優良建設工事表彰要綱の選考対象の要件を以下のとおりに改正しました。

本市登録業者各位におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 改正の概要

優良建設工事業業者表彰の対象となる受注者の要件について、市内に主たる営業所を有する受注者にあつては選考対象年度及びその前年度において完成させた建設工事のうちに、当該工事に係る評定点が65点未満であるものがないこととし、市外に主たる営業所を有する受注者にあつては選考対象年度及びその前年度にそれぞれ建設工事を完成させ、かつ、当該工事に係る評定点が70点未満であるものがないこととしました。

2 適用日

平成30年4月1日

(例) 平成30年度における優良建設工事業業者表彰の選考対象となる要件

		改正前(平成30年3月31日まで)の場合		改正後(平成30年4月1日以降)の場合	
工事実績	対象企業	受注者全て (県外・県内・準市内・市内)		市内	県外・県内・準市内 (改正前のまま)
	表彰年度	H30			
	対象年度	H29	必要	必要	必要
	前年	H28	必要	不要	必要
条件	対象年度	H29	評定点80点以上 (請負代金250万円以上の工事) 評定点70点未満の実績が無いこと	評定点80点以上 (請負代金250万円以上の工事)	評定点80点以上 (請負代金250万円以上の工事)
	前年	H28	工事実績があり、 評定点70点未満の実績が無いこと	評定点65点未満の実績が無いこと	評定点70点未満の実績が無いこと
				工事実績があった場合、 評定点65点未満の実績が無いこと	工事実績があり、 評定点70点未満の実績が無いこと

注) その他、選考対象年度の前年度の初日から建設工事を選考する日までの間において、第11条各号(指名停止等)に該当しないこと。